

内閣に置かれた地域活性化に係る実施体制の統合について

1 趣旨

これまで、地域活性化の推進に係る体制として、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部（以下「地域活性化関係 4 本部」という。）の 4 本部をそれぞれの根拠法律に基づいて設置し、単独で開催してきたところ。また、各本部に係る事務についても、内閣官房に個別の組織を置いて処理してきたところ。

このような本部及び事務局体制について、10月1日の福田総理の所信表明演説において、「内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施して」といふとされるところ（資料 1 - 2 参照）、同月 5 日には、福田総理から、地域再生などの実施体制を統合し、地域活性化関係の 4 本部会合を一元化し、また、事務局体制についても早急に一元化を進めるよう指示があったところ。

上記の所信表明演説や指示を受け、以下のとおり、地方の声を十分に反映する仕組みを確保しつつ、地域活性化に係る実施体制の統合を図る。

2 概要

(1) 4 本部の合同開催

地域活性化関係 4 本部については、今後、特段の事情のない限り、「合同会合」として開催し、「地域活性化統合本部会合」と称する（資料 1 - 3 参照）。

(2) 事務局の体制

地域活性化関係 4 本部に係る事務を一元的に処理するため、内閣官房部局としての 4 本部事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を設置する（資料 1 - 4 参照）。

(3) 地方の声を反映

「地域活性化統合本部会合」において審議を行うに当たっては、地方公共団体の首長、民間有識者等が「参与」として参画し、地方の声を反映させるものとする。